

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

第2条 市長は、前条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業を実施する。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア サービス事業

イ 介護予防ケアマネジメント事業

(2) 一般介護予防事業

(第1号訪問事業)

第3条 市長は、前条第1号アのサービス事業（以下「サービス事業」という。）として、次に掲げる法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を実施する。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第1号事業（以下「指定事業」という。）であって、省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に該当する基準に従い、居宅において日常生活上の支援を行う事業（以下「指定訪問サービス事業」という。）

(2) 省令第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守する者（以下「基準適合者」という。）に委託して実施する、居宅において寝具類等の洗濯、家屋内の整理整頓等軽易な日常生活上の支援を行う事業（以下「訪問サービス事業」という。）

(3) 訪問型介護予防事業（市長が直接実施する、保健師等が6月以内の期間を定めた上で、居宅において相談指導等を行う事業）

(第1号通所事業)

第4条 市長は、サービス事業として、次に掲げる法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を実施する。

(1) 指定事業であって、省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に該当する

基準に従い、施設において日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下「指定通所サービス事業」という。）

(2) 基準適合者に委託して実施する、施設においてレクリエーション活動等を通じた日常生活上の支援を行う事業（以下「通所サービス事業」という。）

(3) 通所型介護予防事業（市長が直接実施する、生活機能を改善するための運動器機能及び口腔機能の向上、低栄養状態の改善並びに認知症予防支援のために必要な6月以内の期間によるプログラムを行う事業）

（第1号生活支援事業）

第4条の2 市長は、サービス事業として、次に掲げる法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業を実施する。

(1) 生活支援サポーター派遣事業（市長がボランティア員を居宅等に派遣し、定期的な安否確認等を行う事業）

(2) 訪問生活支援事業（基準適合者に委託して実施する、居宅を訪問し、第1号訪問事業に準じた家事援助及び定期的な安否確認等を行う事業）

（第1号介護予防支援事業）

第5条 市長は、第2条第1号イの介護予防ケアマネジメント事業として、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）に対して、同号ニに規定する第1号介護予防支援事業を実施する。

2 市長は、前項に規定する第1号介護予防支援事業の一部について、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

（併用の制限）

第6条 指定訪問サービス事業及び訪問サービス事業は、法第52条に規定する予防給付に係る介護予防サービス等のうち、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護と併せて利用することができない。

2 指定通所サービス事業及び通所サービス事業は、法第52条に規定する予防給付に係る介護予防サービス等のうち、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護と併せて利用することができない。

(チェックリストによる利用)

第7条 指定訪問サービス事業，訪問サービス事業，訪問型介護予防事業，指定通所サービス事業，通所サービス事業，通所型介護予防事業，生活支援サポーター派遣事業及び訪問生活支援事業（以下「総合事業」という。）を利用しようとする者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）は，介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「チェックリスト」という。）による判定を受けなければならない。

2 チェックリストにより総合事業を利用することができるものと判定された者（以下「判定利用対象者」という。）は，総合事業を利用するに当たっては，あらかじめ市長に届け出た上で，第5条第1項に規定する第1号介護予防支援事業による支援を受けなければならない。

3 市長は，前項の規定により届出がされた判定利用対象者（次項の規定に該当する者を除く。）について，受給者台帳を整備するとともに，当該判定利用対象者の法第12条第3項に規定する被保険者証（以下「被保険者証」という。）に，省令様式第1号に定めるところにより，次に掲げる事項を記載し，これを交付するものとする。

(1) 判定利用対象者である旨

(2) チェックリスト実施日

(3) 地域包括支援センターの名称

4 市長は，第2項の規定により届出がされた判定利用対象者が本市の区域内に所在する法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設（以下「特例対象施設」という。）に入所等をしている被保険者であるときは，その者の保険者である市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して，本市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の判定利用対象者となった旨その他必要な事項を通知するものとする。

5 市長は，本市が行う介護保険の法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者について，その者に係る特例対象施設が所在する市町村から，その者が当該市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の判定利用対象者となった旨の通知を受けたときは，第3項に規定する受給者台帳に記録するとともに，その者の被保険者証に同項各号に掲げる事項を記載し，これを交付するものとする。

6 第3項の規定により被保険者証の交付を受けた者及び第4項の規定に該当する者であって，その者の保険者である市町村から第3項各号に掲げる事項が記載された被保険者

証の交付を受けたものは、総合事業を利用しようとするときは、総合事業を実施する事業所等に対して、当該被保険者証を提示しなければならない。

- 7 市長は、判定利用対象者の総合事業の利用状況、心身の状態その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、改めてチェックリストによる判定を行うことができる。

(負担割合証)

第8条 市長は、総合事業のうち、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用しようとする判定利用対象者（前条第4項の規定に該当する者を除く。第3項において同じ。）に対して、省令第28条の2第1項に規定する負担割合証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付するものとする。

- 2 市長は、本市が行う介護保険の法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者について、その者に係る特例対象施設が所在する市町村から、その者が当該市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の判定利用対象者となった旨の通知を受けたときは、その者の負担割合証を交付することができる。

- 3 前2項に規定するもののほか、判定利用対象者及び前項の規定に該当する者に対する負担割合証の交付等については、省令第28条の2第2項から第6項までに規定するところにより行うものとする。

- 4 第1項の規定により負担割合証の交付を受けた者及び前条第4項の規定に該当する者であって、その者の保険者である市町村から負担割合証の交付を受けたものは、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用しようとするときは、当該事業を実施する事業所に対して、当該負担割合証を提示しなければならない。

(指定事業の暫定利用)

第9条 法第32条第1項の規定による要支援認定の申請等（以下「認定申請」という。）を行った者は、認定申請を行った日から、市長が認定する日までの間において、必要があると認められるときは、法第52条に規定する予防給付に係る介護予防サービス等の利用の例により、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を暫定利用することができる。ただし、その者が認定申請と併せて第7条第1項の規定による判定を受け、判定利用対象者となった場合及び法第40条に規定する介護給付に係る居宅サービス等を暫定利用する場合を除く。

(指定事業者の指定)

第10条 市長は、法第115条の45の3第1項に規定する指定について、公募により

行うものとする。

2 前項に規定する公募について、必要な事項は、市長が別に定める。

(指定事業者に係る指定の期間)

第11条 省令第140条の63の7の規定により市長が定める指定事業者に係る指定の期間は、6年間とする。

(指定事業に係る基準)

第12条 指定訪問サービス事業及び指定通所サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準は、省令第140条の62の3第2項各号に掲げるもののほか、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護に係る基準（以下「旧予防サービス基準」という。）の例によるものとする。

2 前項に規定する指定訪問サービス事業及び指定通所サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準のうち、利用者に対するサービスの提供に関する記録の保存期間については、同項の規定によりその例によるものとされた旧予防サービス基準の規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

3 前2項に規定するもののほか、指定訪問サービス事業及び指定通所サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準は、次に定めるものとする。

(1) 指定事業者は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所にその概要を掲示しなければならないこと。

(2) 指定事業者は、従業員の資質の向上のため、毎年具体的な研修計画を作成するとともに、当該研修計画に基づき全ての従業員に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録しなければならないこと。

4 前3項の規定にかかわらず、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業の当該指定に係る事業所が本市の区域外に所在する事業者の当該事業所に関する本市の指定に係る指定訪問サービス事業及び指定通所サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準は、当該事業所が所在する市町村が省令第140条の63の6の規定に基づき定めた指定訪問サービス事業及び指定通所サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準をもって、その基準とする。ただし、当該市町村が指定訪問サービス事業又は指定通所サ

サービス事業の人員，設備，運営等に関する基準を定めていないときは，前3項に規定する基準をもって，その基準とする。

(第1号事業支給費の額)

第13条 指定訪問サービス事業及び指定通所サービス事業に係る法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の額は，平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に係る平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは，当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定により第1号事業支給費の額を算定するに当たっては，地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）別添1に規定する訪問介護員等によるサービス費（訪問介護現行相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護現行相当サービス費）の算定に係る単位等を適用する。

3 法第59条の2第1項に規定する介護予防サービス費等の額が100分の80となる者に係る所得の額に関する要件に該当する者が指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用する場合における第1項の規定の適用については，「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

4 法第59条の2第2項に規定する介護予防サービス費等の額が100分の70となる者に係る所得の額に関する要件に該当する者が指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用する場合における第1項の規定の適用については，「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第14条 判定利用対象者が指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用する場合における第1号事業支給費の1月当たりの支給限度額は，要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定基準省令」という。）第2条第1項第1号に該当するものとして認定された者の法第55条の規定による介護予防サービスに係る支給限度額と同額とする。

2 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者については，その者に係る法第55

条第1項に規定する介護予防サービスにつき支給する介護予防サービス費の額の総額及び特例介護予防サービス費の額の総額並びに地域密着型介護予防サービスにつき支給する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費の額の総額の合計額に指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業に係る第1号事業支給費を合算した額が同条の規定による介護予防サービスに係る支給限度額を超えてはならない。

(第1号事業支給費の支給)

第15条 市長は、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用する者（第9条の規定により指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を暫定利用する者（以下「暫定利用者」という。）を含む。以下同じ。）について、法第115条の45の3第1項の規定に基づき、当該利用に係る第1号事業支給費を支給する。

2 前項の規定による第1号事業支給費の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合においても、これを行うものとする。

(1) 判定利用対象者である利用者が、第7条第1項の規定による判定と併せて認定申請を行い、当該申請を行った日を開始日として、認定基準省令第1条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するものとして認定された場合であって、市長が必要と認めたとき。

(2) 暫定利用者が、認定申請を行った日を開始日として、認定基準省令第1条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するものとして認定されたとき。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第16条 市長は、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用する者が受けた指定訪問サービス又は指定通所サービスに要した費用の合計額から、当該費用につき支給された第1号事業支給費の合計額を控除して得た額（以下「第1号事業利用者負担額」という。）が著しく高額であるときは、当該利用者に対し、高額介護予防サービス費相当事業費を支給する。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当事業費の支給要件、支給額等は、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費の例によるものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第17条 市長は、指定訪問サービス事業又は指定通所サービス事業を利用する者に係る第1号事業利用者負担額及び当該利用者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）

第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の法第7条第6項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額が著しく高額であるときは、当該利用者に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給する。

2 前項に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給要件、支給額等は、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の例によるものとする。

（訪問サービス事業等に係る人員等に関する基準）

第18条 訪問サービス事業及び通所サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準は、市長が別に定める。

（訪問サービス事業等の利用）

第19条 訪問サービス事業、通所サービス事業又は訪問生活支援事業を利用しようとする者は、それぞれの事業の実施を受託した者（以下「受託事業者」という。）と利用に係る契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、当該契約において定める事業の利用について、利用者が受託事業者に対して実費相当分を支払う旨を定めるものとし、その額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 訪問サービス事業 1回当たり150円

(2) 通所サービス事業 1回当たり150円

(3) 訪問生活支援事業 1回当たり100円

3 訪問サービス事業の利用回数は、1世帯につき週2回を限度とし、1回当たりの利用時間は、45分までとする。

4 通所サービス事業の利用回数は、1人につき週2回を限度とし、1回当たりの利用時間は、3時間までとする。

5 訪問生活支援事業の利用回数は、1世帯につき週2回を限度とし、1回当たりの利用時間は、45分までとする。

（訪問型介護予防事業等）

第20条 訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業及び生活支援サポーター派遣事業の

実施に必要な事項は、市長が別に定める。

(一般介護予防事業)

第21条 市長は、第2条第2号の一般介護予防事業として、実施要綱に基づき、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業

(介護予防普及啓発事業)

第22条 市長は、前条第2号の介護予防普及啓発事業として、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防周知事業（パンフレット等による介護予防に資する基本的な知識等に係る普及啓発を行う事業）
- (2) 通所型一般介護予防事業（介護予防の普及啓発に資するための65歳以上の高齢者を対象とした運動器機能及び口腔機能の向上並びに認知症予防支援のために必要なプログラムを行う事業）

2 前項第2号の通所型一般介護予防事業は、市長に利用する旨を申し出ることにより、利用することができる。

(地域介護予防活動支援事業)

第23条 市長は、第21条第3号の地域介護予防活動支援事業として、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防等人材育成事業（介護予防又は認知症に関するボランティア等の人材を育成する事業）
- (2) 地域交流促進活動支援事業（高齢者の外出、交流等を促す事業を行う者に対して、補助金を交付する事業）
- (3) 異年齢間交流介護予防活動支援事業（児童等との交流による高齢者の介護予防活動事業を行う者に対して、補助金を交付する事業）

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年改正）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。